

太田市公民館利用団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市公民館条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。）第8条及び第9条の2で定める公民館登録団体（以下「登録団体」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録団体は、規則第8条第2項に定めるもののほか、次の要件を満たすものであること（ただし、館長が認めるときはこの限りでない。）。

- (1) 社会教育活動を目的とする団体と認められること。
- (2) 学習活動が計画的かつ継続的に行われると認められること。
- (3) 健全かつ適正な組織運営が行われる団体と認められること。
- (4) 公民館が行う研修、講座その他の事業に参加し、及び協力する団体であること。

(登録台帳)

第3条 公民館は、登録団体について、書面又は電磁的記録により登録団体台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 代表者住所
- (4) 連絡先
- (5) その他館長が必要と認める事項

(公民館登録団体決定通知書の提示)

第4条 登録団体は、公民館の利用申請をするときに規則第9条に定める公民館登録団体

決定通知書を提示するものとする。この場合において、利用できる施設は、活動の拠点とする公民館を含め、市内の全公民館、生涯学習センター及びふれあいセンターとする。

(育成)

第5条 公民館は、登録団体の育成を図るため、適切な助言と指導を行うとともに登録団体の求めに応じ講師の紹介又は必要な教材を提供するものとする。

(報告)

第6条 登録団体は、年度終了後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 公民館等登録団体報告書（別記様式）
- (2) その他館長が必要と認めるもの

(準用)

第7条 登録団体は、市内の全公民館、生涯学習センター及びふれあいセンターの利用団体として登録されたものとみなし、この要綱、太田市公民館使用申請許可基準（平成17年3月28日太田市制定）及び生涯学習センター使用申請許可基準（平成17年3月28日太田市制定）を準用する。

(会費・材料費・講師等謝礼金)

第8条 登録団体の会費、材料費及び講師等謝礼金は、次に掲げる要件を満たすものであることとする（ただし、館長が認めるときはこの限りでない。）。

- (1) 会費は、月額2,000円以下とすること。
- (2) 材料費は、1人月額平均3,000円以下とすること。
- (3) 入会金は、徴収しないこと。
- (4) 講師等謝礼金は、公民館等の謝礼基準に準じて、1時間3,000円以下とし、月額36,000円を超えないこと。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。